船橋市地域まちづくり活動支援制度要綱

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 地域まちづくり活動団体(第4条―第10条)
- 第3章 地域まちづくり活動団体への支援
 - 第1節 地域まちづくりアドバイザーの派遣(第11条-第19条)
 - 第2節 地域まちづくり活動助成金の交付(第20条)

第4章 雜則(第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、住民等の主体的な地域まちづくりの取り組みに対し、市が支援する ために必要な事項を定め、もって安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的 とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 地域 住民等が地域まちづくり活動を行う一定のまとまりのある 0.5 ヘクタール 以上の区域で、その境界が地形、地物等により区分されているものをいう。
 - (2) 住民等 地域の居住者、事業者及び土地又は家屋の権利者をいう。
 - (3) 地域まちづくり活動 住民等が主体となって行う船橋市都市計画マスタープラン等 に基づくまちづくり活動のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 地域まちづくり活動団体の設立等に関する検討
 - イ 都市計画法第12条の5に規定する地区計画に関する検討
 - ウ 建築基準法第69条に規定する建築協定に関する検討
 - エ 地域まちづくりに関する地域の独自ルール(以下「任意協定」という。) に関する検討
 - オ その他まちづくりに関する活動で市長が特に必要と認めるもの
 - (4) 地域まちづくり活動団体 地域まちづくり活動を行う5人以上の住民等の団体をいう。

(5) 地域まちづくり計画 住民等が行う地域まちづくり活動により立案された地区計画、建築協定、任意協定等をいう。

(地域まちづくり計画)

第3条 地域まちづくり計画は、都市計画マスタープラン等に即し、住民等に十分な理解 が図られていなければならない。

第2章 地域まちづくり活動団体

(地域まちづくり活動団体の登録)

- 第4条 地域まちづくり活動団体(以下「活動団体」という。)のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する活動団体は、市の登録を受けることができる。
 - (1) 地域まちづくり計画の立案を目的として、その立案に向けた調査、研究、活動等を行う団体であること。
 - (2) 前号の計画の立案について、地域内の住民等の多数の支持が得られていること。
 - (3) 会則の定めがあること。
 - (4) 代表者、会計役員等の定めがあること。
 - (5) その活動が宗教、政治及び営利を目的としていないこと。

(登録の申請等)

- 第5条 前条の登録の申請を行おうとする活動団体は、地域まちづくり活動団体登録申請 書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
 - (1) 地域まちづくり活動計画書(第2号様式)
 - (2) 地域まちづくり活動団体構成員名簿(第3号様式)
 - (3) 地域内の住民等の多数の支持が得られていることを示す書類
 - (4) 会則
 - (5) 活動の対象となる区域を示す図面
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、活動団体から登録の申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否 を決定し、地域まちづくり活動団体登録可否決定通知書(第4号様式)により活動団体 へ通知するものとする。

(登録の有効期間等)

第6条 第4条の登録を受けた活動団体(以下「登録団体」という。)の登録の有効期間は、登録を受けた日からその日から4年を経過する日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事前協議の上、市長が必要と認めるときは、登録の有効期間を1年間に限って延長できるものとする。この場合において、登録団体は、登録の有効期間が満了する30日前までに、地域まちづくり活動団体登録延長申請書(第5号様式)に、地域まちづくり活動計画書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、登録団体から前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、 延長の可否を決定し、地域まちづくり活動団体登録延長可否決定通知書(第6号様式) により登録団体へ通知するものとする。

(変更及び廃止の届出)

- 第7条 登録団体は、第5条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、速やかに地域まちづくり活動団体登録変更届出書(第7号様式)により市長に届け出なければならない。
- 2 登録団体は、活動団体を廃止しようとするときは、速やかに地域まちづくり活動団体 廃止届出書(第8号様式)により市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、地域まちづくり活動団体登録名簿 の内容を変更し、又は削除するものとする。

(登録の取消し)

- 第8条 市長は、登録団体が第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるとき又は登録団体として適当でないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、地域まちづくり活動団体登録取消 通知書(第9号様式)により登録団体へ通知するものとする。

(活動報告)

第9条 登録団体の代表者は、当該活動等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)はその完了した日から起算して20日を経過する日又は地域まちづくり活動を行った年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、地域まちづくり活動報告書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(指導監督等)

第10条 市長は、この要綱に規定する地域まちづくり活動の適正化を図る必要があると 認めるときは、活動団体に対し、活動状況の報告を求めるほか実地に調査を行うことが できる。

- 2 市長は、活動団体の運営が適正でないと認めたときは、活動団体に是正を求めること ができる。
- 3 前項の是正を求められた活動団体は、運営の改善を行い、地域まちづくり活動運営改善報告書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。
 - 第3章 地域まちづくり活動団体への支援

第1節 地域まちづくりアドバイザーの派遣

(対象等)

第11条 市長は、活動団体に対し、地域まちづくり活動を円滑に進めるために助言、指導等を行う地域まちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を派遣することができる。

(助言、指導等の内容)

- 第12条 前条の助言、指導等の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 地域まちづくり活動に関する組織の設立に関すること。
 - (2) 地域まちづくり活動に関する制度、手法の紹介に関すること。
 - (3) 地域まちづくり活動の推進に関する助言及び指導に関すること。
 - (4) 地域まちづくり計画の素案の策定補助等の業務に関すること。
 - (5) その他市長が必要と認めるもの

(派遣の回数及び期間)

第13条 同一の活動団体に対して行うアドバイザーの派遣の回数は、12回以内で市長が認める回数とする。

(派遣の申請)

第14条 アドバイザーの派遣を受けようとする活動団体は、あらかじめアドバイザーから受けたい助言、指導等の内容及びアドバイザーの選定について市長と協議の上、地域まちづくりアドバイザー派遣申請書(第12号様式)により市長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

- 第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、派遣の 可否を決定し、地域まちづくりアドバイザー派遣可否決定通知書(第13号様式)によ り活動団体へ通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣を決定したときは、地域まちづくりア

ドバイザーに対し、当該派遣について依頼するものとする。

(変更等の届出)

第16条 アドバイザーの派遣の決定を受けた活動団体は、第13条の規定による申請の 内容に変更が生じたとき又は当該申請を取り下げようとするときは、地域まちづくりア ドバイザー派遣変更等届出書(第14号様式)により届け出なければならない。

(会場の確保等)

第17条 アドバイザーの派遣を受ける活動団体は、アドバイザーの派遣の際に必要とする会場を確保するとともに、その費用を負担しなければならない。

(実績報告)

第18条 アドバイザーの派遣を受けた活動団体は、当該派遣を受けた日から10日以内に、地域まちづくりアドバイザー派遣実績報告書(第15号様式)に当該派遣を受けた日に配布された資料等を添付して市長に報告しなければならない。

(派遣の取消し)

- 第19条 市長は、派遣の決定を受けた活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アドバイザーの派遣の決定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
 - (2) 活動の内容が派遣の決定を受けた目的に適合しなくなったとき。
 - (3) 活動の停止等により派遣する必要がなくなったとき。
 - (4) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときには、地域まちづくりアドバイザー 派遣決定取消通知書(第16号様式)により活動団体へ通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定によりアドバイザーの取消しを決定したときは、アドバイザー へ依頼を取り下げるものとする。

第2節 地域まちづくり活動助成金の交付

(地域まちづくり活動助成金)

第20条 市長は、登録団体に対し、船橋市地域まちづくり活動助成金交付要領により、 その活動に必要な費用の一部を地域まちづくり活動助成金として交付することができる。

第4章 雑則

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定め

る。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 (船橋市地域まちづくりアドバイザー派遣要綱の廃止)
- 2 船橋市地域まちづくりアドバイザー派遣要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、令和4年8月19日から施行する。